

役員報酬規程

- 第1条 この規程は、学校法人東洋学園の理事及び監事（以下役員という）の報酬その他の事項について定める。
- 第2条 役員とは理事及び監事をいう。常勤役員とは理事のうち、法人において勤務することが常態である者のことを言い、非常勤役員とはその他役員の者のことをいう。
- 第3条 役員の報酬は、月額報酬の他、役員賞与及び役員退職慰労金とで構成する。
- 1 月額報酬は、常勤、非常勤の役員とも役員報酬とし、他の給与は原則として支給しない。但し、教職員兼務役員については、教職員分の給与と併せて支給する。また非常勤役員にかかる報酬は、別途「非常勤役員・非常勤評議員報酬規程」により定める。
 - 2 支給する報酬から源泉徴収税、住民税、社会保険料及び本人から申し出のあった積立金等を控除する。
 - 3 交通機関を利用して通勤する者には、運賃の実費を支給する。（状況に応じ、定期券代、回数券代、或いは現金）
- 第4条 役員の月額報酬は別表の範囲内とし、理事会において決定する。
- 第5条 役員賞与は、学校法人の収支状況によって支給することがある。
- 第6条 退職慰労金については、別途定める役員退職慰労規程による。
- 第7条 役員の出張手当は、別表に定める学校法人東洋学園旅費規程による。
- 第8条 計算期間の途中で新たに役員を就任した場合、又は退任、解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は1か月分を支給する。
- 第9条 この規程に定めのない事項で特に必要が生じた時は、その都度理事会に於いて審議の上決定する。

(附則)

- 1 この規程の改廃は理事会の決議により行う。
- 2 この規程は平成 11 年 10 月 1 日より実施する。
- 3 この規程は令和 2 年 4 月 1 日より改正実施する。
- 4 この規程は令和 4 年 4 月 1 日より改正実施する。
- 5 この規程は令和 7 年 6 月 1 日より改正実施する。

非常勤役員・非常勤評議員報酬規程

第1条 この規程は、学校法人東洋学園の役員報酬規程第2条第2項により非常勤理事及び非常勤監事(以下、「非常勤役員」という)と非常勤評議員の報酬その他の事項について定める。

第2条 非常勤役員に理事会1日につき金20,000円(監事は、10,000円いずれも源泉徴収後)を支給する。

第3条 非常勤評議員に評議会1日につき金10,000円(監事は、20,000円いずれも源泉徴収後)を支給する。

第4条 非常勤役員及び非常勤評議員の兼務者が、理事会及び評議会の両方へ出席した場合は、上記の第2条及び、第3条の金額を併せて支給する。

第5条 上記以外に必要な応じて理事長の決定にて特別に支給することができる。

第6条 この規程に定めのない事項で特に必要が生じた時は、その都度理事会に於いて審議の上決定する。

(附則)

1. この規程の改廃は、理事会の決議により行う。
2. この規程は令和2年4月1日より施行する。
3. この規程は令和4年4月1日より改正施行する。

別表1 常勤役員月額報酬

	月額
理事長	1,500,000円以内
副理事長 代表業務執行理事	1,000,000円以内
常勤理事	600,000円以内

※定年後再雇用の場合、減額することがある

※出勤日数に合わせて減額できる